

2021年12月7日

阪神高速道路株式会社

入札説明書(技術提案書等含む)及び設計図書等に対する質問回答書

業務名 : 淀川左岸線2期及び延伸部における道路管理施設・交通安全対策等検討業務	
質問提出日:2021年12月2日 質問回答日:2021年12月7日	
質 問	回 答
番号1 本名称の歩掛について、11/29開示の回答書には、「設計業務等標準積算基準書(令和3年度版):国土交通省大臣官房技術調査課」を採用しているとのことでしたが、この積算基準書には、設計毎に「報告書作成」の歩掛があり、それぞれ人工の配員が違うので、どれを参考に行っているのか判りません。そこで、特記仕様書の業務内容を考慮し、積算基準書の「公開成果品作成」の歩掛を準用しているものと考えておりますがよろしいでしょうか。あるいは異なるようでしたら、具体的に、どの設計の歩掛を参考に行っているのか、下記の例に沿ってお示しいただけますでしょうか。 例:P3-2-2 第2節 道路設計標準歩掛 2-1道路概略設計 2-1-1道路概略設計(A)の「報告書作成」 数量〇〇km 金抜設計書 設計用紙3-甲 内訳書-1 「打合せ・資料作成」 ・報告書作成 1式	番号1 業務内容を考慮のうえ貴社にてお考え下さい。

質 問	回 答
番号2 本細別の各名称において、見積徴収時の見積対象として「電子計算機使用料が必要な場合は、その内訳等を示した補足資料を添付してください。」との記載がありますが、「電算機使用料」の対象項目及び直接人件費との割合(%)を明示した補足資料を添付した場合、見積参考資料として、参考歩掛とその「電算機使用料」の対象項目及び直接人件費との割合(%)を公表していただけたと考えておりますが、よろしいでしょうか。あるいは異なるようでしたら、考え方についてお示しいただけますでしょうか。 見積書 別添資料③ 金抜設計書 設計用紙3-甲 内訳書-2～5 「道路管理施設設計」 「避難誘導設備検討」 「交通安全対策検討」 「協議資料作成」 の電子計算機使用料	番号2 12月24日に通知予定の“見積審査結果通知”においては、特記仕様書4章の項目毎に技師B換算の想定人工数での通知を考えていますので、“直接経費”に分類される“電子計算機使用料”については通知致しません。
番号3 本名称の歩掛について、11/29開示の回答書には、見積徴収後に見積参考資料(参考歩掛)として、提出者への公表を行うとありますが、この場合、2つの名称それぞれ、1機関当りの歩掛が公表されるのでしょうか。あるいは異なるようでしたら、考え方についてお示しいただけますでしょうか。 見積書 別添資料③ 金抜設計書 設計用紙3-甲 内訳書-5 「協議資料作成」 ・道路管理者への協議資料作成:2期ステップ 10機関 ・道路管理者への協議資料作成:2期+延伸ステップ 20機関	番号3 12月24日に通知予定の“見積審査結果通知”においては、特記仕様書4章の項目毎に技師B換算の想定人工数での通知を考えていますので、“1機関あたり”の歩掛までは通知致しません。 なお、説明書15.の(4)に示す提出者(参加を辞退した者、参加資格がないと認められた者を除く)以外への通知・公表は行いません。

質 問	回 答
番号4 本名称の積算について、11/29開示の回答書には、「設計業務等標準積算基準書(令和3年度版):国土交通省大臣官房技術調査課」を採用しているとのことでしたが、この積算基準書の、下記の計算式のうちいずれの適用を想定されているものかお示しいただけないでしょうか。 (1)概略設計、予備又は詳細設計 (2)その他の設計業務 金抜設計書 設計用紙2-甲 業務費内訳書 直接経費 ・電子成果品作成費 1式	番号4 『設計業務等標準積算基準書(令和3年度版):国土交通省大臣官房技術調査課』の『p.3-1-3の第1章第3節 電子成果品作成費 3-1 電子成果品作成費』のうち、『(1)概略設計, 予備設計又は詳細設計』の適用を想定しています。